

今日の給食も
おいしいな～



梅もゆずも
好きになったよ！



今日も残さず、
ごちそうさまでした！



—参加者募集—

優勝した献立を 試食しませんか

日 時 1月24日(水) 午後0時30分～
1時(受付:0時10分～)
場 所 越生中学校給食ホール
駐 車 場 越生中学校内駐車場
対 象 町内在住の方
費 用 350円(当日集金します)
定 員 50人(応募者多数の場合は抽選)
申込み 1月5日(金)～16日(火)までに、
下記施設に備え付けの申込書またはFAX、メールで申込み

- 施設:役場総務課、中央公民館、やまぶき公民館、町立図書館、梅園コミュニティ館、うめその梅の駅(休養村センター)、OTICの各窓口
- FAX・メールの場合:氏名、住所、電話番号を記入のうえ総務課へ送付。
※22日(月)までに応募者全員に当落の通知を送付します。

問総務課 自治振興担当

TEL内線 215

FAX 292-5400

✉webmaster@town.ogose.saitama.jp

生産者の声

給食で調理するゆずを提供し、今年はゆずのもぎ取り体験を行いました。地元の特産品であるゆずを、子どものときから食べ親しまれることは、私たち生産者にとってうれしいことです。この大会の優勝をきっかけに、越生町のゆずを全国にアピールできるチャンスになってくれたらと期待しています。



ゆず農家の神山晴夫さん

調理員の声

給食甲子園で優勝してからは、たくさんの人から温かい祝福をいただきました。また、先生や子どもたちと関わる機会も増えてきました。給食を食べる子どもたちも身近に感じるようになったので、私たちもモチベーションが上がります。これからも美味しい給食を越生町の子どもたちに提供していきたいです。



申告は正しく・3月15日までにお願ひします

町県民税・所得税の申告

申告は必要？
フローチャートを参考に
確認しましょう！

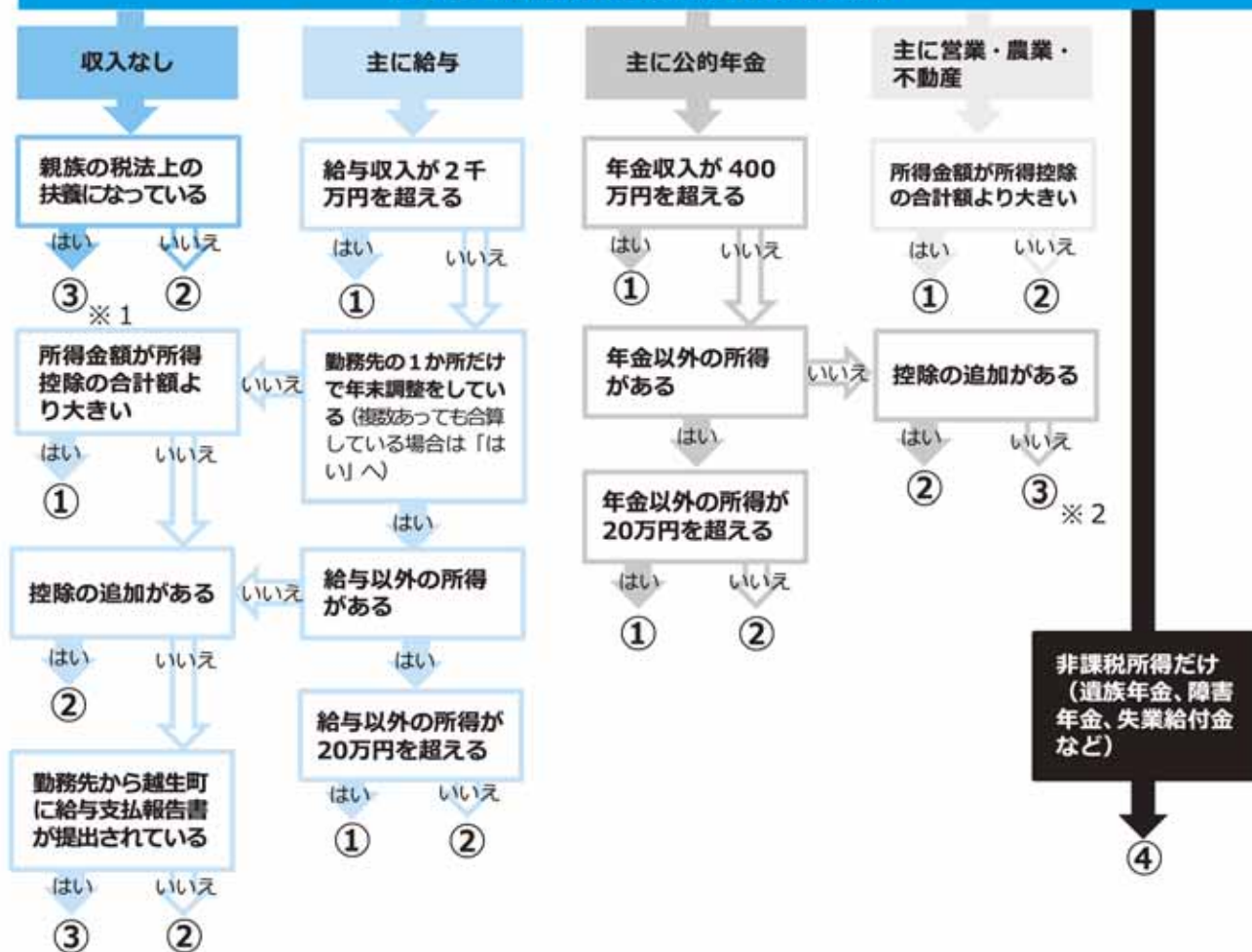
スタート

平成30年1月1日現在、
越生町に住んでいました

越生町に町県民税の申告を
する必要はありません

平成30年1月1日に住んでい
た市区町村へ相談してください

平成29年中にどのような収入がありましたか？



▼ 判定結果 ▼

フローチャートは一般的な例を示しています。ご不明な点は税務課へ問い合わせてください。

①	所得税・復興特別所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告書を提出すれば、町県民税の申告は必要ありません。
②	町県民税の申告が必要です	所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要です。
③	確定申告・町県民税の申告は必要ありません	※1の人で所得・税金に関する証明書が必要な場合は、町県民税の申告が必要です。※2の人で所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合には確定申告が必要です。
④	町県民税の申告が必要な場合があります	介護保険料や後期高齢者医療保険料などの関係で申告が必要な場合や、所得・税金に関する証明書が必要な場合は、町県民税の申告が必要です。